

平成27年度 清滝小学校いじめ防止基本方針

豊岡市立清滝小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

1 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はない。学校は、全児童をいじめの問題に関わる対象ととらえる。そして、いじめは、加害、被害の二者関係ではなく、いじめの傍観者を仲裁者へ転換させることが重要であることを認識し、指導にあたるものとする。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応すべきものである。

2 校内いじめ対策組織について

- (1) いじめ対応チーム（校内組織＝生活指導委員会）
- (2) 構成員
 - ◎校長・教頭・生活指導担当・特別支援コーディネータ・養護教諭・低中高代表
- (3) 会議開催毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内容：学校いじめ防止基本方針に基づく取組や計画の作成・実行とそれらの検証・修正及び基本方針の見直し
 - ・いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）
 - ・いじめやいじめの疑いに関する情報について、それに関わる児童の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解
 - ・生徒指導上の問題を持つ児童について、現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解

日頃からの児童の姿を、担任だけでなく全職員で察知でき、特定の教員が抱え込むことがないように、全職員での共通理解を行い、早期発見・早期対応ができるために隔月、各クラスの児童の様子を交流する「児童交流会」（5・7・9・11・1・3月）も実施する。

3 いじめの未然防止について

(1) いじめ防止の環境づくり

- ・ 基本的生活習慣（清滌のよき伝統）と社会的マナーを身に付けさせる指導を行う。
- ・ これからの社会を生き抜くために必要な学力を習得させる。
- ・ 特別支援教育委員会との連携を図る。
- ・ 教育相談を実施する。
- ・ アセスの実施と分析を行う。

(2) 校内研修の充実

○わかる授業の推進

- ・ 清滌小学校授業力向上研修会（公開研究会）を核として日常的に授業力の向上を図る。
- ・ 教科部会・学年会を基盤に、チームで教材研究や指導案作りに取り組む体制を維持し授業研究を活性化する。
- ・ 授業後の成果・課題と改善方法の年間指導計画への記録を行う。
- ・ 特別な支援を要する児童へ配慮した授業をすすめる。

○生活指導・教育相談に係る研修

- ・ 児童理解など事例研修会等による、カウンセリングマインドの習得を行う。

○情報モラル研修

- ・ 携帯電話、インターネット等を通じて行われるいじめに対応する研修を行う。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ・ 「いじめをしない、ゆるさない」態度をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育の充実を図る。
- ・ いじめについての学びを年間指導計画の中に組み込む。
- ・ 道徳の授業の完全実施と公開授業による道徳授業の充実を図る。
- ・ 植物を育てる活動を実施する。
- ・ 異学年交流を実施する。（掃除・遠足・集会等）
- ・ 学級活動として、ソーシャルスキルトレーニングや「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施する。

(4) いじめ防止の啓発活動

- ・ 人権標語・ポスターの積極的な応募を呼びかける。
- ・ 保護者、児童への情報モラル研修を実施する。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・ 学校警察連絡会（いじめ対応ネットワーク会議）との連携を図る。<各学期>
- ・ 青少年育成町民会議との連携を図る。
- ・ 子どもを守る学校安全対策会議との連携を図る。<各学期毎>
- ・ 指導方針等の周知・・・いじめに対して厳正に対応することを児童と家庭へ、たよりの配布とPTA総会や懇談会にて周知する。

4 いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 日頃の児童の観察（授業時間・休み時間・放課後等）

- ・児童の些細な変化に気付く。
- ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに校内いじめ対応チームへ報告し情報を共有する。
- ・情報に基づき、速やかに対応する。

(2) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・アンケート調査と集計分析する
- ・教育相談週間等の設定と児童への積極的関わりを推進する。
- ・児童との面談、保護者面談等を実施し、いじめの早期発見・相談に努める。

(3) いじめに関する窓口の常設

- ・校内いじめ対応チームの日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
- ・全教職員がいじめに関する窓口であるという認識を持つように管理職が指導するとともに、児童・保護者へ全教職員がいじめに関する窓口である。

(4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- ・いじめ防止対策や対応に関する研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
- ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関する研鑽を積む。
- ・アセスの結果を分析し、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことで早期解決を目指す。（保護者への通知と連携）

5 いじめを認知した場合の対応について

(1) 基本的な考え方

- ・組織的な対応

(2) 事実関係の確実な把握

- ・いじめ事案に関する聞き取り
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいたと思われる児童個々から校内いじめ対応チームと担任等が、いじめ事案に関する状況を聞き取り、記録に残す。聞き取り内容に齟齬があった場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を確実に行う。また、問題の背景に発達障害等が要因として考えられることも念頭に置き、情報収集を行う。なお、聞き取り時には児童の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(3) いじめを受けた児童生徒の安心安全の確保と支援体制の構築

- ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の希望を考慮しながら、校内いじめ対応チームは安心安全の確保の方法（いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離、いじめを行った児童の保護者への指導の依頼等）を検討し、速やかに実行する。
- ・校内いじめ対応チームは、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制（校内いじめ対応チームが中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説

明・保護者の協力依頼等)を、いじめを受けた児童とその保護者の了解のもと、速やかに構築する。

(4) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・校内いじめ対応チームは、関係児童の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。(いじめを受けた児童の保護者への学校管理下におけるいじめを防げなかったことの説明等を含む。)
- ・校内いじめ対応チームは、必要に応じて、関係機関へ協力を要請する。

(5) いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援

- ・校内いじめ対応チームは、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ・校内いじめ対応チームは、いじめを受けた児童の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた児童とその保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(6) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた児童へ

- ・校内いじめ対応チームは、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるなどを積極的に声掛けする。
- ・校内いじめ対応チームは、いじめを行った児童からのいじめを受けないように措置をするとともに、同じ児童からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内いじめ対応チームへすぐに知らせるように指示するとともに、いじめを受けた児童の安心安全を確保するために十分な対応をするという意思をはっきりと伝える。

②いじめを行った児童へ

- ・校内いじめ対応チームは、「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・校内いじめ対応チームは、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該児童の保護者に連絡することをしっかり伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取組を行う。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った児童の人格等を否定するものではない。したがって、校内いじめ対応チームは、当該児童のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるなどを積極的に声掛けする。

③観衆等となっていた児童

- ・校内いじめ対応チームは、「いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校はいじめの問題に関わる対象を全児童と考える」ことを、観衆等となっていた児童へしっかりと伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・校内いじめ対応チームは、相談、通報は適切な行為であり、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・校内いじめ対応チームは、いじめの状況によって、関係機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(7) 具体的ないじめの態様の例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

(2) 報告と対応

- ①校長は、重大事態の発生について、市教委へ迅速に報告する。
※児童・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告する。
報告書内容：①いつ（いつ頃から） ②誰が③誰から④どんないじめ⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか（当該児童・その他児童・保護者））等
※いじめを受けた児童の身体的状態によっては、事故報告も提出する。
(事故報告の第1報を含む)

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認
②校内いじめ対応チームは、いじめを受けた児童の安心安全の確保を優先し、迅速な対応を行う。

7 公表、点検、評価等について

（1）学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載する。
- ・PTA総会、懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。

（2）いじめ事案への取組の評価・分析

- ・アンケート調査と集計分析。
- ・学校評議員による取組の評価と分析。

（3）学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・学校いじめ防止基本方針に対する意見を求める。
- ・アンケート調査の分析、学校関係者の評価と校内教職員の取組についての成果と課題をもとに、学校いじめ防止基本方針を見直す。